

プレス発表資料



令和 7 年 11 月 14 日
秋 田 大 学

本学における懲戒案件について

この度、本学職員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

○酒気帯び運転及び過失運転致傷

1. 被処分者 秋田大学教員（40代・女性）
2. 処分の内容 停職6か月
3. 処分年月日 令和7年11月14日
4. 処分事案の概要

被処分者は、令和7年5月、飲酒運転により事故を起こし警察に検挙された。
その後、被処分者は、令和7年10月に道路交通法違反及び過失運転致傷により秋田簡易裁判所から略式命令を受けた。

本学は、学内規則に基づき、上記の処分を行った。

5. 懲戒の理由

国立大学法人秋田大学職員就業規則に違反する行為を行ったため。

本件に関する行為の詳細や被処分者、被害者及び関係者に関する情報については、プライバシーの侵害及び二次被害等を与えるおそれがありますので、公表は差し控えます。

○本件に関する学長のコメント（別紙のとおり）

○国立大学法人秋田大学職員就業規則（参考）

ホーム>情報公開>法定公開情報

<https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/sohiki/syugyokisoku7.pdf>

【お問い合わせ先】

秋田大学広報課

TEL：018-889-3018

E-mail：kouhou@jim.u.akita-u.ac.jp